

「2 支援計画」作成のポイント

- ・申請年度の奨学金返還予定額（ア）は、年度途中の申請でも1年分として記載して下さい、また、複数の奨学金を同時に返還している場合は合算して下さい
- ・手当等の年間支給予定額（イ）は申請した月以降の年度内で支給する額を記載して下さい（※年度途中で申請する場合は申請以降に支給する額）
- ・補助金申請額（ウ）は下記のとおり自動で算出されます。

【補助金額算出の流れ】

従業員の年間返済額（毎月返済額×12か月）に1/2を掛けて補助対象となる額を算出（①）、手当等の年間支給予定額を算出（②）、①と②のうち低い額に対し1/2（認証企業は3/4）をかけた額（③）と上限額9万円（認証企業は13.5万円）を比較し低い額が県の補助金額となります。

（例1）従業員返還額の全額を支援する場合

従業員Aさん：年間返済額24万円（①年間返済額の1/2→12万円）、企業支援24万円（②） → ①12万円と②24万円を比較すると①が低くなるため、①にさらに1/2をかけた6万円（③）が算出され、③と上限額9万円を比較すると③の方が低くなるため、6万円が県補助額となる。

※認証企業の場合は、①に3/4をかけた9万円（③）と上限額13.5万円を比較し、9万円が県の補助額となる。

従業員Bさん：年間返済額60万円（①年間返済額の1/2→30万円）、企業支援60万円（②） → ①30万円と②60万円を比較すると①が低くなるため、①にさらに1/2をかけた15万円（③）が算出され、③と上限額9万円を比較すると上限額の方が低くなるため、9万円が県補助額となる。

※認証企業の場合は、①に3/4をかけた22.5万円（③）と上限額13.5万円を比較し、13.5万円が県の補助額となる。

（例2）従業員返還額の半額を支援する場合

従業員Cさん：年間返済額36万円（①年間返済額の1/2→18万円）、企業支援18万円（②） → ①18万円と②18万円を比較すると同額のため、18万円にさらに1/2をかけた9万円（③）が算出され、③と上限額9万円を比較すると同額のため、9万円が県補助額となる。

※認証企業の場合は、18万円に3/4をかけた13.5万円（③）と上限額13.5万円を比較すると同額のため、13.5万円が県の補助額となる。

従業員Dさん：年間返済額48万円（①年間返済額の1/2→24万円）、企業支援24万円（②） → ①24万円と②24万円を比較すると同額のため、24万円にさらに1/2をかけた12万円（③）が算出され、③と上限額9万円を比較すると上限額の方が低くなるため、9万円が県補助額となる。

※認証企業の場合は、①に3/4をかけた18万円（③）と上限額13.5万円を比較し、13.5万円が県の補助額となる。

（例3）従業員返還額の1/3を支援する場合

従業員Eさん：年間返済額24万円（①年間返済額の1/2→12万円）、企業支援8万円（②） → ①12万円と②8万円を比較すると②が低くなるため、②にさらに1/2をかけた4万円（③）が算出され、③と上限額9万円を比較すると③の方が低くなるため、4万円が県補助額となる。

※認証企業の場合は、②に3/4をかけた6万円（③）と上限額13.5万円を比較し、6万円が県の補助額となる。

従業員Fさん：年間返済額60万円（①年間返済額の1/2→30万円）、企業支援20万円（②） → ①30万円と②20万円を比較すると②が低くなるため、②にさらに1/2をかけた10万円（③）が算出され、③と上限額9万円を比較すると上限額の方が低くなるため、9万円が県補助額となる。

※認証企業の場合は、①に3/4をかけた15万円（③）と上限額13.5万円を比較し、13.5万円が県の補助額となる。

（例4）従業員返還額にかかわらず毎月定額を支援する場合

従業員Gさん（企業負担毎月1万円）：年間返済額24万円（①年間返済額の1/2→12万円）、企業支援12万円（②） → ①12万円と②12万円を比較すると同額のため、12万円にさらに1/2をかけた6万円（③）が算出され、③と上限額9万円を比較すると③の方が低くなるため、6万円が県補助額となる。

※認証企業の場合は、②に3/4をかけた9万円（③）と上限額13.5万円を比較し、9万円が県の補助額となる。

従業員Hさん（企業負担毎月1.5万円）：年間返済額48万円（①年間返済額の1/2→24万円）、企業支援18万円（②） → ①24万円と②18万円を比較すると②が低くなるため、②にさらに1/2をかけた9万円（③）が算出され、③と上限額9万円を比較すると同額のため、9万円が県補助額となる。

※認証企業の場合は、②に3/4をかけた13.5万円（③）と上限額13.5万円を比較し、13.5万円が県の補助額となる。

従業員Iさん（企業負担毎月2万円）：年間返済額36万円（①年間返済額の1/2→18万円）、企業支援24万円（②） → ①18万円と②24万円を比較すると①が低くなるため、①にさらに1/2をかけた9万円（③）が算出され、③と上限額9万円を比較すると同額のため、9万円が県補助額となる。

※認証企業の場合は、②に3/4をかけた13.5万円（③）と上限額13.5万円を比較し、13.5万円が県の補助額となる。

※年度途中で支援開始する場合の補助額算定方法

<例>

（1）年間返済額18万円（月返済額1.5万円）の従業員に対し、毎月1万円の支援を、

ア）6月から開始した場合、①9万円（18万円×1/2）、②10万円（1万円×6～3月分） → 補助金額 4.5万円（①×1/2） ※認証企業は6.75万円（①×3/4）

イ）12月から開始した場合、①9万円（18万円×1/2）、②4万円（1万円×12～3月分） → 補助金額 2万円（②×1/2） ※認証企業は 3万円（②×3/4）

（2）年間返済額48万円（月返済額4万円）の従業員に対し、毎月半額の支援を、

ウ）6月から開始した場合、①24万円（48万円×1/2）、②20万円（2万円×6～3月分） → 補助金額 9万円（②×1/2>上限9万円） ※認証企業は13.5万円（②×3/4>上限13.5万円）

エ）12月から開始した場合、①24万円（48万円×1/2）、②8万円（2万円×12～3月分） → 補助金額 4万円（②×1/2<上限9万円） ※認証企業は 6万円（②×3/4<上限13.5万円）